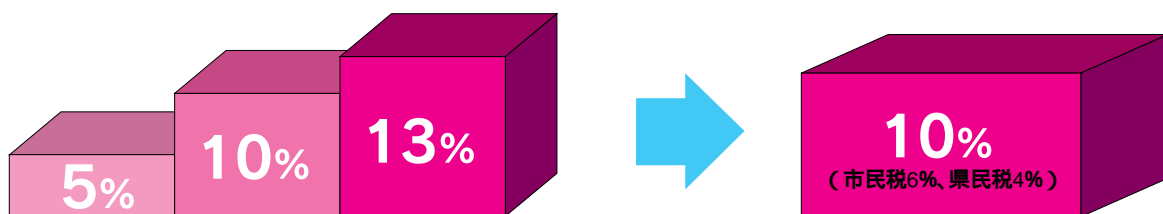


平成19年から税源移譲によって市・県民税が変わります

「地方でできることは地方に」という方針のもと、各自治体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを効率よく行うために三位一体改革が進められてきました。その一環として、国の所得税から地方の住民税(市・県民税)へ3兆円の税源移譲が行われます。

平成19年度分から、市・県民税所得割の税率が10%に統一されます

市・県民税所得割の税率は従来3段階の超過累進構造になっていました。これを所得の多い少ないに関わらず一律10%の比例税率構造に変えることになりました。これによって高額所得者の多い地域に税収が集中することなく税源移譲が可能となります。



図中の税率は、市民税と県民税を合わせたものです

課税所得が200万円まで税率5%
 課税所得が200～700万円まで税率10%
 課税所得が700万円超の税率13%

課税所得にかかわらず、一律10%

課税所得・・・収入から給与所得控除、社会保険控除等の諸控除を差し引いた金額

税源移譲によって市・県民税が増えても、所得税が減るため納税者の負担は変わりません

市・県民税所得割の10%比例税率化に伴い、国が進める所得税の税率構造も見直されます。市・県民税については最低税率が5% 10%に引き上げ、最高税率が13% 10%に引き下げとなっていますが、所得税は逆に最低税率が10% 5%に引き下げ、最高税率が37% 40%に引き上げとなります。また、人的控除の差に対応した減額措置なども講じられます。これらの措置により、税源移譲の前後で「市・県民税 + 所得税」の納税者の負担は変わりません。

